第2次利根町男女共同参画推進プラン 見直し (新旧対照表)

No.	頁	現行			改正後			変更等理由
1	P29	事業名等子ども家庭総合支援拠点設置事業	事業内容 児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき,妊娠期から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援に努めるため,子ども家庭総合支援拠点を設置します。	担当課 <u>子育で支援課</u> <u>関係各課</u>	事業名等	事業内容 削除	担当課	こども家庭センターの設置 に伴い削除
2	P29				事業名等 <u>こども家庭センター運営事</u> 業の推進	事業内容 母子保健機能と児童福祉機能の一体的な運営を行う ために、こども家庭センターを設置し、妊娠期から 子どもの社会的自立に至るまで、切れ目のない支援 を行います。	担当課 <u>子育で支援課</u>	こども家庭セ ンターの設置 に伴い追加
3	P41	事業名等 母子健康手帳 交付	事業内容 妊娠届出を行った妊婦に対して妊娠・出産・育児まで 一貫して、健康状態などを記録する手帳を交付しま す。交付時には全員と面接を行い、妊娠中から今後の 生活についての相談や必要なサービスの紹介をしま す。	担当課 <u>保健福祉</u> センター	事業名等 母子健康手帳 交付	事業内容 妊娠届出を行った妊婦に対して妊娠・出産・育児まで 一貫して、健康状態などを記録する手帳を交付しま す。交付時には全員と面接を行い、妊娠中から今後の 生活についての相談や必要なサービスの紹介をしま す。	担当課 <u>子育で支援課</u>	こども家庭セ ンターの設置 に伴い所管 替え変更
4	P41		事業内容 妊産婦の方を対象に、所得が基準額以下の場合に、妊娠届出をした(母子手帳交付を受けた)月の属する初日から、出産の翌月末まで、医療費の一部を助成します。	担当課保険年金課	事業名等 妊産婦医療福祉費支給制度	事業内容 妊産婦の方を対象に、 妊娠届出をした(母子手帳交付を受けた)月の属する初日から、出産の翌月末まで、所得制限を設けず、すべての医療機関等の医療費の一部を助成します。	担当課保険年金課	所得制限の撤廃により変更

No.	頁	現行			改正後			変更等理由
		事業名等	事業内容	担当課	事業名等	事業内容	担当課	
5	P41		女性のからだに多くの変化を伴う妊娠出産の経過を 不安なく過ごせるよう,妊娠中に必要な健康診査の 費用を一部助成し妊産婦健康診査の受診率を促しま す。また,妊産婦やその家族に対し,妊娠出産の悩み について相談に応じたり,保健指導,家庭訪問等を行 います。支援が必要な人には同意を得て関係課や医 療機関と連携をとり支援を開始します。	<u>保健福祉</u> センター	妊産婦健康診 査及び妊産婦 保健指導の実 施	不安なく過ごせるよう, 妊娠中に必要な健康診査の	子育て支援課	こども家庭セ ンターの設置 に伴い所管 替え変更
		事業名等	事業内容	担当課	事業名等	事業内容	担当課	
6	P41		妊産婦やその夫・家族に対して妊娠・出産・育児についての知識の普及や実技体験をとおして、親になるための準備をする機会を提供します。また、父親の育児参加や参加者同士の仲間づくりを促します。	<u>保健福祉</u> センター	マタニティス クール (両親学 級) の実施	7	子育て支援課	こども家庭セ ンターの設置 に伴い所管 替え変更
		事業名等	事業内容	担当課	事業名等	事業内容	担当課	
7	P41	新生児訪問の実施	新生児とその親に対して,成長・発達の確認や育児などについて訪問指導を行います。	保健福祉 センター	新生児訪問の実施		子育て支援課	こども家庭セ ンターの設置 に伴い所管 替え変更
		事業名等	事業内容	担当課	事業名等	事業内容	担当課	
8	P41	乳幼児健康診	乳幼児期の総合的な健康診査を実施します(3~5 ヶ月児健診・1歳6ヶ月児健診・3歳児健診・3歳児 眼の検診)。また、乳幼児やその親を対象に訪問指導 を行います。	####################################	乳幼児健康診 査・乳幼児訪問 指導の実施	乳幼児期の総合的な健康診査を実施します(3~5	子育て支援課	こども家庭セ ンターの設置 に伴い所管 替え変更

No.	頁	現行			改正後			変更等理由
9	P41	事業名等 不妊治療費助 成事業	事業内容 特定不妊治療を受けた夫婦に対して、治療費の一部 助成を行います。	担当課 <u>保健福祉</u> センター	事業名等	事業内容 削除	担当課	保険適応に伴う事業終了により削除
10	P41				事業名等 不育症治療費 助成事業	事業内容 不育症検査や治療を受けた夫婦に費用の一部助成を 行います。	担当課 <u>子育で支援課</u>	事業の追加 (新規事業)
11	P42		ないサポートを行います。妊娠・出産・育児に関する 相談の対応や関連機関との連携による支援を行いま	担当課 保健福祉 センター		削除		こども家庭セ ンターの設置 に伴う事業統 合により削除
12	P55	事業名等 育児相談	事業内容 乳幼児とその親を対象として子育ての相談を行います。また、親同士の情報交換や交流の場を提供します。(育児相談・わいわいサロン・3~5ヶ月児相談、6~8ヶ月児相談等)	担当課 保健福祉 センター	育児相談	乳幼児とその親を対象として子育ての相談を行います。また、親同士の情報交換や交流の場を提供します。(育児相談・わいわいサロン・3~5ヶ月児相談、6~8ヶ月児相談等)	子育て支援課	こども家庭セ ンターの設置 に伴い所管 替え変更

No.	頁	現行			改正後			変更等理由
13	P55	事業名等 親子発達相談	事業内容 未就学児を対象として,心身の発達に遅れがある子 どもの成長を促すため,個別の療育指導を行います。	担当課 <u>保健福祉</u> センター	親子発達相談	未就学児を対象として、心身の発達に遅れがある子どもの成長を促すため、個別の療育指導を行います。	子育て支援課	こども家庭セ ンターの設置 に伴い所管 替え変更
14	P55	事業名等親子あそび教室	事業内容 <u>遊びをとおして、親子の関わり方や発達を促すための療育指導を行います。</u>	担当課 <u>保健福祉</u> センター		削除		事業の統合により削除